

第 2 5 2 回

広島県都市計画審議会

と き 令和 5 年 7 月 25 日 (火)
と ころ 広島県庁北館第 1 会議室

福 山 市

第252回広島県都市計画審議会

議案

第1号議案

目 次

議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	指 摘	頁
1	福山市	産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物 の用途変更について	—	建築基準法第 51 条ただし書	1

第 1 号議案

産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の用途変更について

(福山市許可)

福建指第 10061 号
2023 年（令和 5 年）7 月 25 日

広島県都市計画審議会会長様

福 山 市 長
〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号
建設局 建築部 建築指導課

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について（諮問）

このことについて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要

1 申請者住所氏名

住 所 : 広島県広島市中区大手町三丁目 1 番 3 号 IT 大手町ビル 10 階
氏 名 : 株式会社エコフィール 代表取締役 三井 崇裕

2 申 請 位 置

広島県福山市箕沖町 106 番 6、106 番 7

3 申 請 理 由

申請者は、2008 年 11 月に会社設立、2011 年 10 月に福山市の産業廃棄物処分業の許可を取得し、以来プラスチックリサイクル事業を主業として営業しています。使用済みプラスチックをペレット化し、九州から関東までを営業エリアとして販売している。

近年のリサイクル需要の増加及びプラスチックごみの形状や材質等の多様化に対応するため、破碎施設の処理能力増強を計画している。

今回の計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第七号に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 第 1 項第三号チに定める規模を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となるものである。

4 申 請 概 要

(1) 都 市 計 画	市街化区域 工業専用地域		
(2) 敷 地 面 積	19,996.77 m ²		
(3) 建築物の概要	申請部分	申請以外の部分	合 計
○ 建 築 面 積	4,648.52 m ²	0 m ²	4,648.52 m ²
○ 延 べ 床 面 積	4,546.10 m ²	0 m ²	4,546.10 m ²
○ 建築物の構造	鉄骨造 1 階建		
○ 建築物の用途	工 場		

(4) 処理施設の概要

- 用 途 産業廃棄物処理施設
- 施設の種類 破砕施設
- 建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 において許可を要する処理施設の処理能力

【 許可対象施設 】

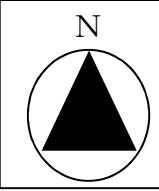
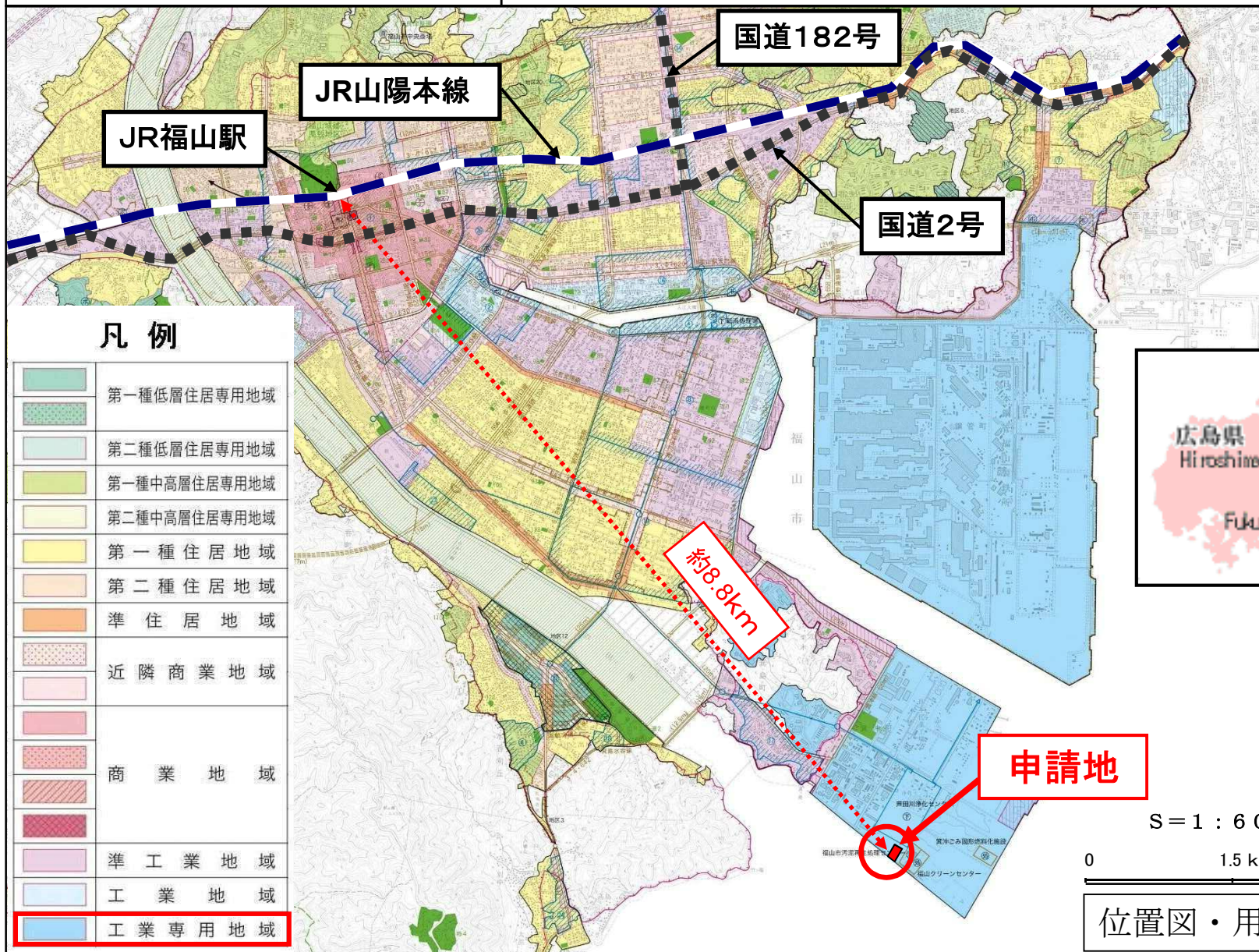
建物名	施設の種類	廃棄物処理品目	処理能力 【現状】 (t / 日)	処理能力 【計画】 (t / 日)	備考
第 1 工場	【既設】 破砕施設 1	廃プラスチック類	4.0	6.0	稼働時間増加による増強(16h→24h)
	【増設】 破砕施設 2	廃プラスチック類	—	122.4	【増設】 24h 稼働
	処理能力小計		4.0	128.4	
第 2 工場	【既設】 破砕施設 3	廃プラスチック類	3.2	3.2	変更なし 16h 稼働
処理能力合計			7.2	131.6	

【 許可対象外施設 】

建物名	破砕施設	廃棄物処理品目	処理能力 【現状】 (t / 日)	処理能力 【計画】 (t / 日)	備考
第 2 工場	【既設】 破砕施設	木くず	0.8	0.8	変更なし 16h 稼働

5 福山市の意見等

- 申請地は、工業専用地域内に位置し、周辺は当該施設を含め工場が集積した地域である。また、この一帯は 2000 年に広島県が策定した「びんごエコタウン構想」により、資源循環施設の集積を図るモデル地区（びんごエコ団地）として設定された場所である。
- 今回の計画について、申請者が地元説明を行っており、反対意見はない。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可について、福山市経済環境局環境部廃棄物対策課へ申請済みであり、許可の見込みがある。
- 周辺状況等総合的に審査した結果、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可は支障ないと判断している。



凡例

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	商業地域
	商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域



申請地

約8.8km

S = 1 : 60,000

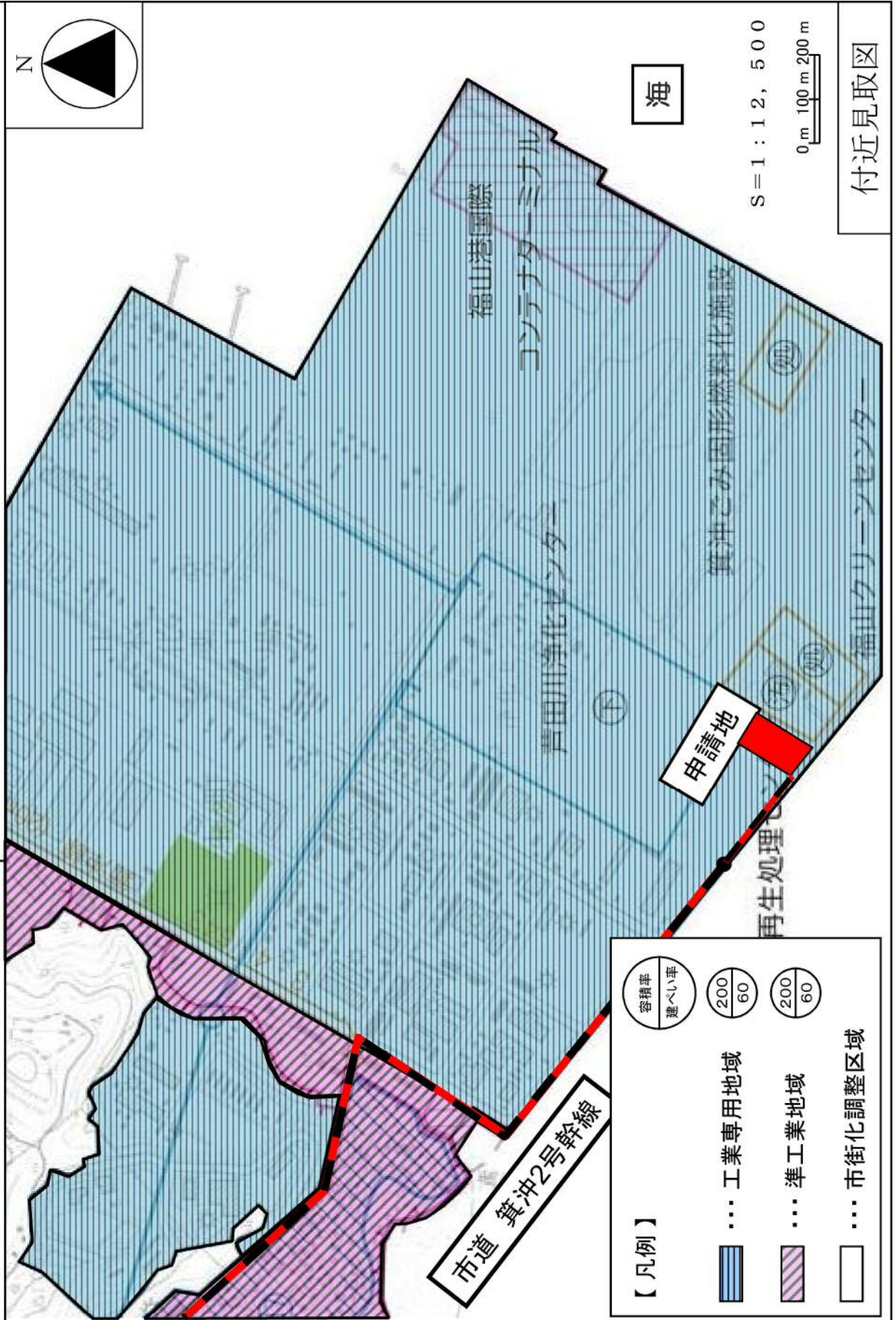
0 1.5 km 3.0 km

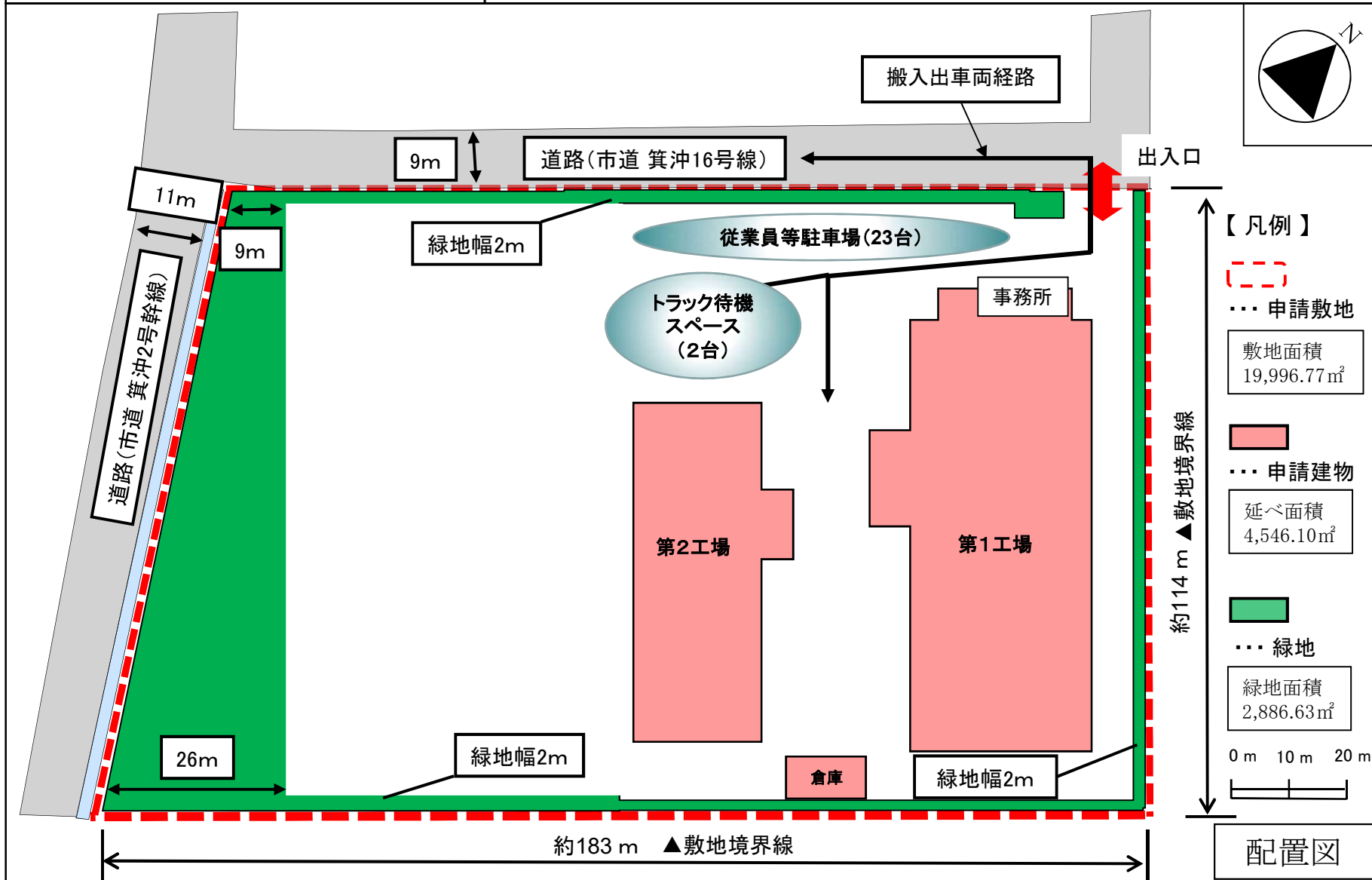
位置図・用途地域図

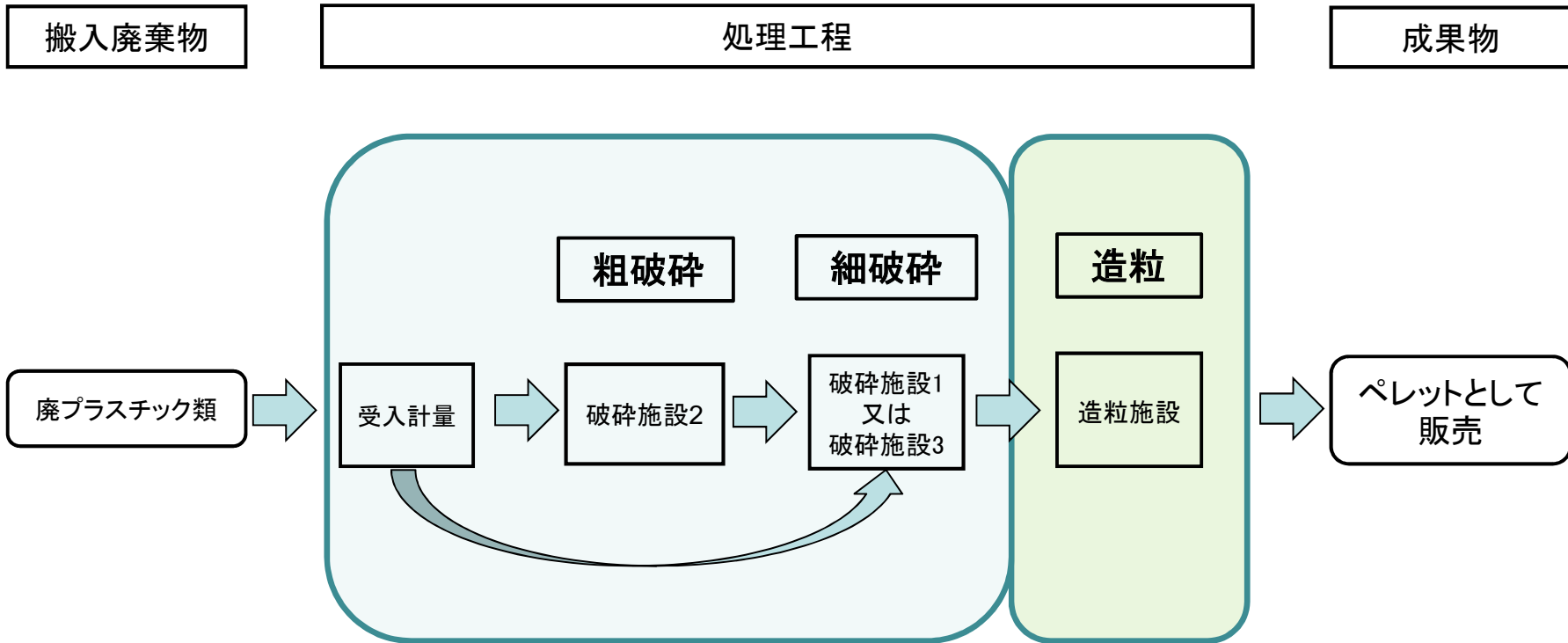
第1号議案付図

2/6

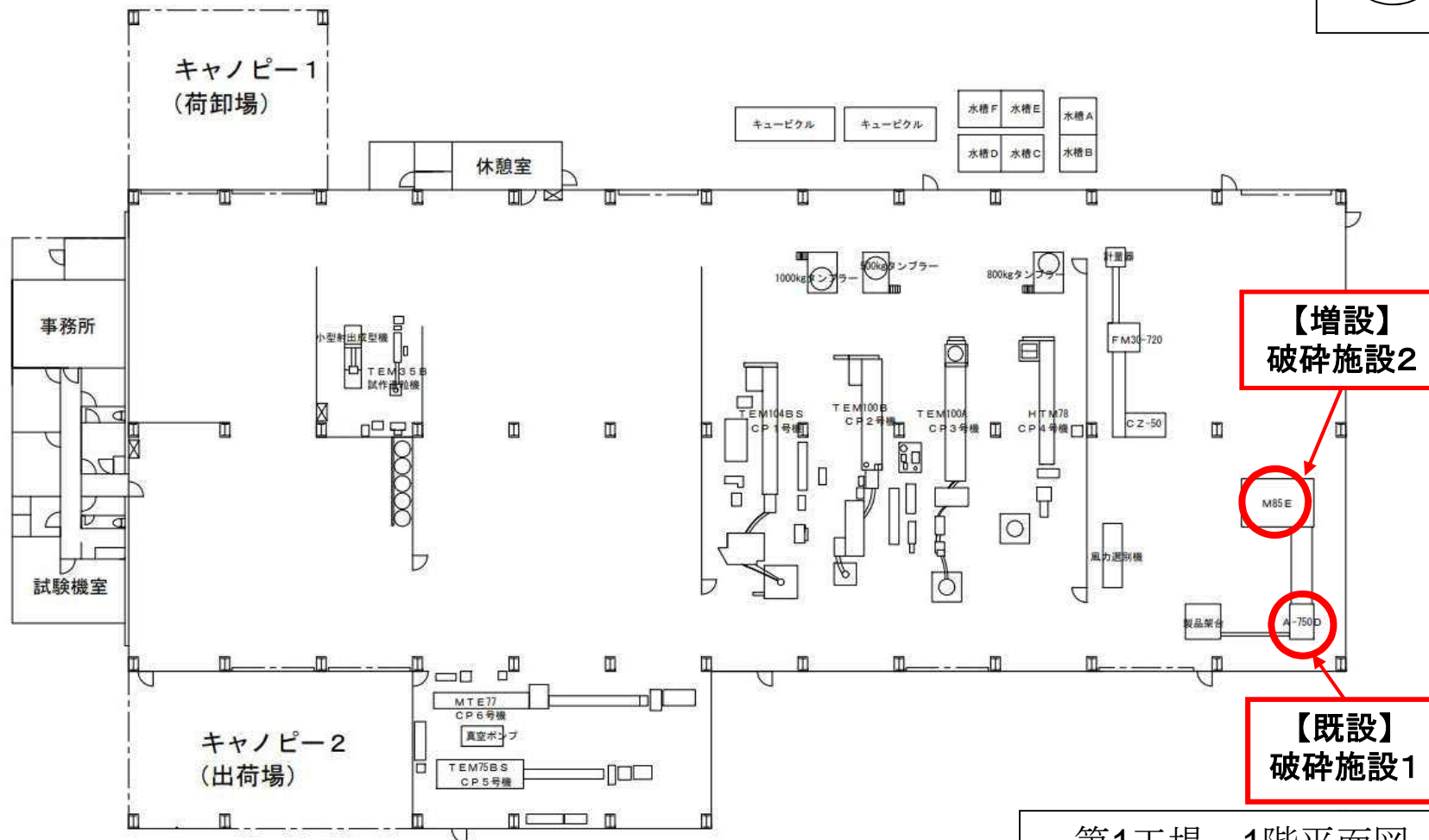
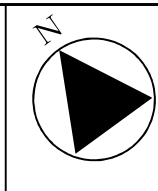
産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更





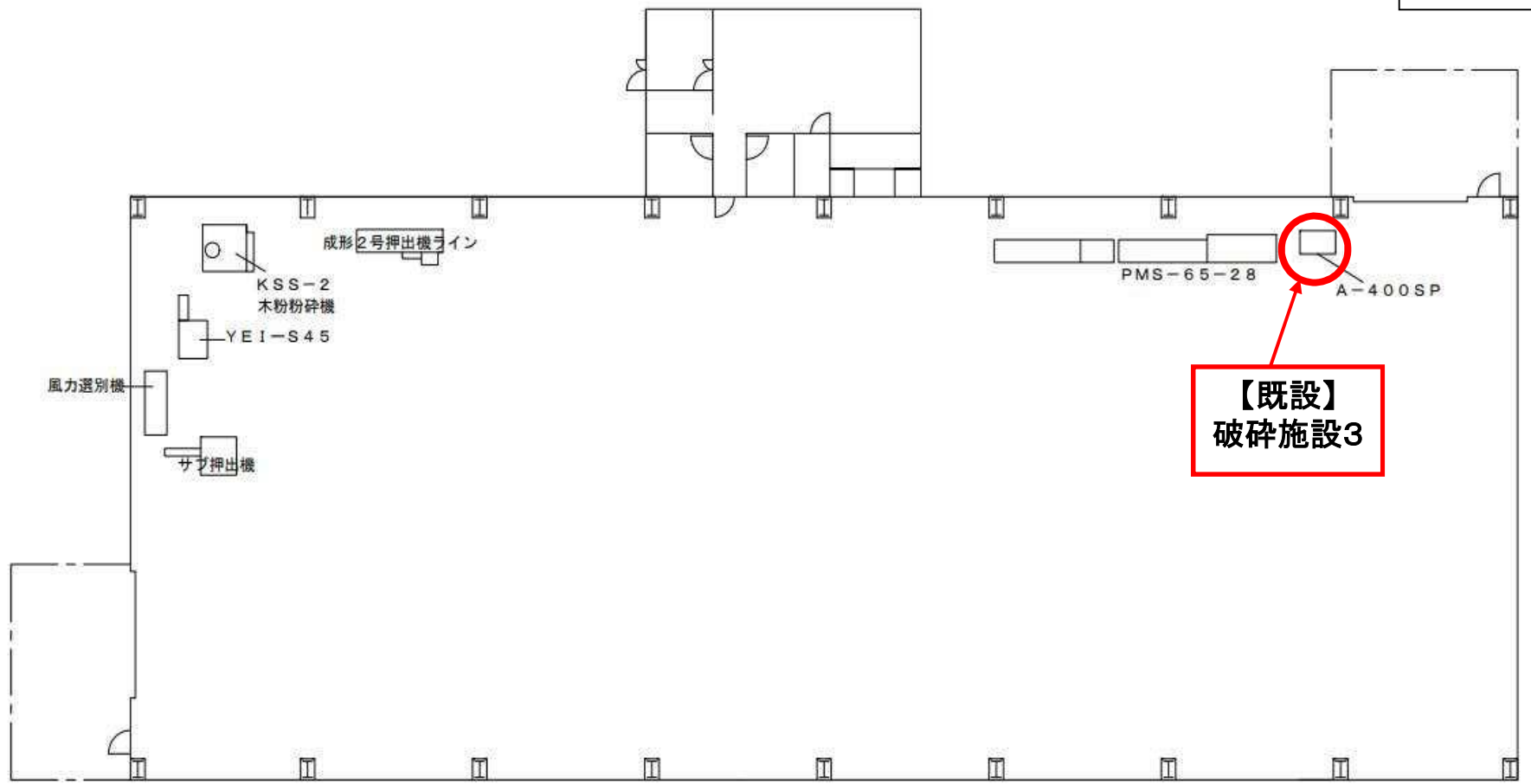
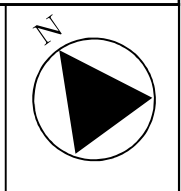


処理フロー図



第1工場 1階平面図

-11-



**【既設】
破碎施設3**

第2工場 1階平面図